

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省総合政策局技術政策課）

項目名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税目	法人税 租税特別措置法第66条の10 租税特別措置法施行令第39条の21		
要望の内容	適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 ( ▲100 百万円) ( － 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。

(2) 施策の必要性

技術研究組合は複数の企業・大学・研究機関等による共同研究を目的とした法人である。技術研究組合は比較的短期間で組成することが可能であるとともに、法人格を持つことで安定的な試験研究環境を保持し、中長期的な研究計画等に合意できるため、高度な共同研究を効率よく実施できる。また、研究成果の実用化に向けて技術研究組合を会社化する動きや、従来活用の少なかった多様な分野の研究開発において活用事例が見られるなど、技術研究組合はオープンイノベーションの促進に引き続き貢献している。

技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。

技術研究組合による共同研究及び研究開発投資の促進に向けて、事業実施にあたって必要となる資産（試験研究用資産）の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を後押しすることが必要である。また、他の非出資制の法人形態においても同様の措置が講じられていることから、他の法人形態との税制上のイコールフットリングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発環境を整備する必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>IV. GX・DX等への投資</p> <p>6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進 権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。</p> <p>○統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定） (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) 第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制やSBI R制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。（以下略）</p>																														
		政策の達成目標	<p>技術研究組合は、イノベーションの創出や成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むものである。</p> <p>本制度の目標は、本税制適用期間中に技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させることである。</p>																														
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）																														
		同上の期間中の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																														
		政策目標の達成状況	<p>○技術研究組合の新設数と事業費 令和3年度から令和5年度の技術研究組合の新設数は12件と目標（12件）を達成。他方、同期間中の事業費総額は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間（平成30年度から令和2年度）の事業費総額よりも下回っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> <td>42,551</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費 (百万円)</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>設立組合数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551	1組合当たり事業費 (百万円)	955	718	726	686	747	設立組合数	6	3	4	6	2	組合数	56	55	57	55	57
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																												
事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551																												
1組合当たり事業費 (百万円)	955	718	726	686	747																												
設立組合数	6	3	4	6	2																												
組合数	56	55	57	55	57																												

		※令和5年3月までに設立された全組合を対象に実施した調査に基づき算出。令和5年度の設立組合数は8月末現在の実績、組合数は8月末現在における見込み。																
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用件数の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">過去の実績</th> <th rowspan="2">令和5年度(見込み)</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年3月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。</p>	区分	過去の実績				令和5年度(見込み)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数(組合数)	14	12	11	15	9
	区分	過去の実績				令和5年度(見込み)												
令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度														
適用件数(組合数)	14	12	11	15	9													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数は21(アンケート有効対象組合数:38)あり、過半数が影響あり、と回答している。</p> <p>具体的には、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果(※)を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。</p> <p>※押し上げ効果=①押し上げ額÷②減収額  ① 押し上げ額=各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率  ② 減収額=利益法人の適用額×法人税率(23.2%)</p>																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>制度創設後10年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合</p>																

		<p>と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p> <p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。</p>																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和元年度から令和 5 年度までの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学等幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とさらに広がりつつあり、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度 (推計)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14 (13)</td> <td>12 (14)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>6,608 (6,606)</td> <td>1,429 (2,453)</td> <td>609</td> <td>985</td> <td>1,129</td> </tr> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>90 (899)</td> <td>25 (334)</td> <td>124</td> <td>77</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。  ※令和 4、5 年度については、令和 5 年 3 月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。</p> <p>（減収額算定式について）  適用額 × 法人税率（23.2%） × 係数（0.338）  係数：令和元～3 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。  （各年度の利益法人の適用額 / 適用額合計の平均）</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (見込み)	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9	適用額 (百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129	減収額 (百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (見込み)																				
	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9																				
	適用額 (百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129																				
減収額 (百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10、第 68 条の 94</p> <p>② 適用件数： 11 件（令和 3 年度）</p> <p>③ 適用額： 609 百万円（令和 3 年度）</p>																									
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>令和 5 年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制があったことにより、技術研究組合による試験研究が円滑に実施できた等の意見が多数存在することから、本税制の存在は、「技術研究組合の新設数と事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であると考えるところ。</p> <p>技術研究組合の事業費について、令和 5 年度（約 412 億円）は令和 4 年度（約 377 億円）より増加する見込みである。</p>																									
前回要望時の達成目標	<p>本税制の適用期間中に技術研究組合を 12 件新設することにより、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。</p>																									

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和3年度から令和5年度における技術研究組合の新設数は12件と目標を達成。他方、同期間における事業費は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間よりも下回っている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和36年度 創設  昭和55年度 適用期限設定 (5年間)  昭和60年度 適用期限延長 (2年間)  昭和62年度 適用期限延長 (2年間)  平成元年度 適用期限延長 (2年間)  平成3年度 適用期限延長 (2年間)  平成5年度 適用期限延長 (2年間)  平成7年度 適用期限延長 (2年間)  平成9年度 適用期限延長 (2年間)  平成11年度 適用期限延長 (2年間)  平成13年度 適用期限延長 (2年間)  平成15年度 適用期限延長 (2年間)  平成17年度 適用期限延長 (2年間)  平成19年度 適用期限延長 (2年間)  平成21年度 適用期限延長 (2年間)  [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]  平成23年度 適用期限延長 (2年間)  試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外  平成25年度 適用期限延長 (2年間)  平成27年度 適用期限延長 (3年間)  試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外  平成30年度 適用期限延長 (3年間)  令和3年度 適用期限延長 (3年間)  試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外</p>